「太陽光発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」を制定しました

事業用の太陽光発電に起因した土砂の流出や景観悪化等のトラブルが増加しています。

市では、事業用の太陽光発電によるトラブルを防止し、地域と調和のとれた安全・安心な太陽光発電事業を推進するために「太陽光発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」を令和8年10月から施行します。

対　象

出力50ｋｗ以上の太陽光発電設備

※事務所や事業所、工場等に併設し、発電した電力をその敷地内で消費する場合を除きます。

※禁止区域については10ｋｗ以上の太陽光発電設備を対象とします。

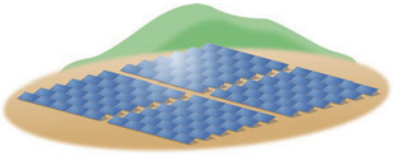

主な内容

①事業用の太陽光発電設備の設置を計画する場合には、
・市と事前協議を行った後、計画の概要を公表すること。
・事業計画の概要を公表後、住民説明会を行い意見聴取した後、市に設置許可申請を行うこと。
（禁止区域への設置計画や、許可基準を満たさない計画は許可されません。）

②禁止区域は、土砂災害のおそれのある区域や自然公園区域、地域森林計画区域等です。

③必要に応じ、立入調査、指導および助言、勧告、措置命令、違反事実の公表を行います。

④条例施行日時点で完成または事業に着手している50ｋｗ以上の太陽光発電設備を所有する事業者の方は、届出が必要です。

※出力50ｋｗ未満の事業用太陽光発電については、引き続き指導要綱による手続きが必要です。

詳細については市ウェブサイトをご覧ください。

市ウェブサイト
太陽光発電施設に関する条例

◎問い合わせ…
生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479

東和地域コミュニティバス（戸沢～二本松直交便）運休のお知らせ

東和地域コミュニティバス（戸沢～二本松直交便）について、次の日が運休日となりますのでご留意ください。

運休日
・8月13日（木）
・8月14日（金）

運休区間
「道の駅とうわ」～「東和小学校」までの区間

◎問い合わせ…
秘書政策課総合政策係
☎(55)5090
Fax(22)7023

ツキノワグマに注意！

クマの目撃情報が相次いでいます。次の点にご注意ください。

・生ごみや野菜等はクマのエサになります。住居の周りに放置しないでください。
・山林に立ち入る際や、クマの活動が活発になる早朝や夕方に農作業をする際は、クマ鈴やラジオ等音の出るものを携帯しましょう。

もしもクマに出会ったら
・大声で叫んだり、背中を向けて逃げたりせず、落ち着いて静かに立ち去ってください。

クマを目撃した場合や、農作物の被害を発見した場合は左記まで情報をお寄せください。

◎問い合わせ…
農業振興課農林管理係
☎(55)5118
Fax(22)8533
または各支所産業建設課

「道の駅さくらの郷」の指定管理者を公募します

市の施設である「二本松市道の駅さくらの郷」の管理業務を行う指定管理者を公募します。

申請資格

当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる、法人その他の団体とします。

指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

公募要項の配付期限

8月17日（月）まで

◎問い合わせ・要項配付…
財政課契約係
☎(55)5082
Fax(22)7023
岩代支所地域振興課
☎(55)2111
Fax(55)3005